

ID: 1009

担当部署: 建設課

処分の概要	許可の取消し		
例規名 根拠条項	鳥取県屋外広告物条例 第9条の2		
例規番号	昭和37年鳥取県条例第31号		
<p>【根拠条文】 (許可の取消し) 第9条の2 知事は、この条例の規定による許可を受けた者が次の各号の一に該当するときは、当該許可を取り消すことができる。</p> <p>(1) 第3条第3項の規定により許可に付した条件に違反したとき。 (2) 第4条第1項の規定に違反したとき。 (3) 第8条の規定による命令に違反したとき。 (4) 不正な手段により許可を受けたとき。</p> <p>【基準】 根拠条文に同じ。</p>			
備考			
設定年月日	平成 26 年 6 月 2 日	最終変更年月日	年 月 日